

# 農業經營基盤強化促進基本構想

令和5年9月

根室市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～7

1 根室市農業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 根室市農業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3 根室市農業の課題と方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～7

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の  
類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～10

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の  
類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標  
・・ 11

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項  
・・ 12～14

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

2 本市が主体的に行う取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

3 関係機関との連携・役割分担の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互  
提供・・ 13～14

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標  
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16～21

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の  
基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他  
農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17～20

3 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業  
の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20～21

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第7 その他・・ 22

# 第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1 根室市農業の概況

本市は、北海道の最東端に位置し、東西に細長く太平洋に突き出た半島状の地形で総面積は514.21km<sup>2</sup>（うち歯舞群島101.6km<sup>2</sup>）を有し、年平均気温は7℃と冷涼である。

このような気象条件から、当市の農業は酪農を基幹作物とした草地型酪農が営まれており、恵まれた土地資源を活かし、EU諸国に匹敵する規模となり大型酪農地帯となっている。

## 2 根室市農業の現状

本市の農業は、明治19年に440戸の屯田兵が入植したことに始まり、馬産振興と一部乳牛による営農が進められてきたが、昭和30年代に寒冷地農業として草地型酪農が確立され、専業農家を中心に大規模で機械化された先進的大型酪農経営が展開されている。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地の遊休化が懸念され、このまま放置すれば、担い手の規模拡大が遅れるばかりではなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

さらに、進展する国際化への対応や海外悪性伝染病に対する防疫体制の強化等が基金の課題となっているほか、地震や台風をはじめとする自然災害、新型コロナウイルス感染症の長期化など、経済や地域社会に極めて大きな影響を及ぼすことが懸念され、農業関係者の不安は極めて大きいものとなっている。

### ・農業の動向（平成27年度と令和2年度との比較）

項 目	平成27年度	令和2年度	増▲減
専業農家戸数（戸）	78	80	2.5%
1戸当たり耕地面積（ha）	82.7	84.7	2.4%
1戸当たり乳牛飼養頭数（頭）	116.2	131.8	11.8%
生乳生産高（千円）	3,645,040	5,474,573	50.1%
個体販売高（千円）	905,952	1,131,960	24.9%

### 3 根室市農業の課題と方策

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

- ① 本市の農業は担い手の高齢化と、後継者不足により農家戸数の減少と労働力不足が顕著となっており、生産体制の弱体化や、引いては農村自体の活力の低下が懸念されている。

こうした状況の中、本市農業を安定的かつ持続的に発展させるためには、地域農業を支える高い技術と優れた経営管理能力を持つ担い手を育成・確保することが重要な課題となっている。

このためには、経営の規模拡大や多角化など農業者自らが創意工夫を生かして自主的・主体的な営農を展開できるよう、実践的な研修教育の機会を創出すると共に、意欲に満ちあふれた新規就農者を確保するため、農家や農業大学校での研修を経た就農、農業法人や農作業受委託組織への雇用を通じた就農、酪農ヘルパーを経た就農など、就農希望者のニーズに応じた多様な就農を促進および第三者継承を希望する研修可能な農場の斡旋、営農指導、リース農場制度等新規就農者の受入れ体制を整備充実し、関係機関、団体等が一体となって推進する。また、新規就農者確保対策事業補助金などの金融面での支援、農場リース制度の活用などにより、農業内外からの新規就農を促進することが必要である。

- ② 後継者の良き理解者でありパートナーとなる花嫁不足が深刻な状況にあることから、後継者と女性の交流を促進させ、花嫁不足の解消を目指すことが必要である。

また、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進していく。

- ③ 急激な担い手不足が深刻化するなか、農業を職業として意欲と能力のある農業経営者を確保することは重要な課題であり、特に地域のモデル的存在となる認定農業者を育成することは、農政上の様々な課題を解決するうえでも、大きな力となる。

このため、各種助成制度や支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めると共に、農業基盤の整備強化にあたって認定農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行うなど、認定農業者への誘導を積極的に図るものとする。

また既に認定された認定農業者にあっては、農業経営改善計画の実践結果の点検を行うと共に、再度認定農業者制度の目的・意義等を再確認し新計画への誘導を行い、新計画の達成に向け支援するものとする。

- ④ エゾシカについては市内全域に生息しており、牧草及びラップサイレージの食害による農業被害は深刻な状況にあることから、関係機関と連携し、農業被害の減少に向けた取組を推進するとともに、継続的な捕獲と捕獲担い手の育成・確保等、捕獲体制の強化を図る。

- ⑤ 家畜の検査や監視の徹底、家畜伝染病の診断技術の向上等により防疫体制を強化するとともに、伝染病に応じた的確かつ効率的な対策を推進するため、家畜の飼養者は

もとより、地域関係者が一体となって行う家畜衛生対策に取り組む。

また、海外悪性伝染病の侵入防止に向け、関係機関と連携しながら、外国人入国者や農場に対して家畜伝染病に関する注意喚起や指導をより徹底するとともに、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした農場段階での防疫徹底や、関係機関の協力による実践的な防疫演習を実施するなど、発生に備えた防疫対策の強化に努めていく。

## (2) 農業基盤の整備強化

本市の農業基盤整備は、今日まで国営・道営・団体営などの各種補助事業により、農地造成、整備や農道整備などの事業を進めてきたが、今後も安定的な生産を確保していくためには、計画的な整備の促進と地域の実態に即した農業技術の開発・普及や品質の向上と生産コストの低減を図っていかねばならない。

そのため、下記の事業を推進していく。

### ア 農地の整備改良

良質でコストの低い自給飼料を安定的に確保するため、自然環境に調和した草地の整備・改良など各種基盤整備事業等を計画的に推進していく。

### イ 農村環境の整備

高度情報化の進展や社会全体の生活水準の向上により、都市同様の高い生活水準を求める傾向が高まってきていることから、より一層の生活環境の整備を促進していく。

また、農業集落排水の計画的な整備や、農道網や情報処理施設など、社会資本施設の整備の支援、さらに、活力ある農村の構築を目指し農業体験施設や交流促進施設の整備を支援していく。

### ウ 土地利用型酪農の推進

効率的な自給飼料生産を図るため、牧草地の計画的更新や自給肥料の活用など担い手農家への草地基盤の整備を促進するほか、公共牧場の有効利用を図っていく。

### エ 優良農地の確保と農地流動化の促進

農業者の高齢化と、後継者不足により離農による遊休農地の発生が懸念されるが、農地中間管理事業等の農地流動化対策や金融対策の積極的活用を図ると共に、認定農業者など中核的担い手への農地の利用集積を進める。

また、経営規模拡大にあたっては、農作業の受委託の促進や長期にわたる農地の貸し付けが可能な農地中間管理事業の活用により、農地の有効活用と保全管理を進めるほか、農用地の利用調整活動や交換分合などにより、農地の集団化を促進する。

### オ 環境問題に対応した農業の促進

21世紀農業のキーワードとも言える「環境にやさしい農業」を推進するため、地域の気象・土壌条件や自然の生態系を最大限に活用し、良質で安全な農畜産物の生産をめざすほか、自然環境の保全と資源リサイクルの推進を図るため、家畜ふん尿処理や農業系廃棄物の再資源化技術の開発研究を進めるとともに、バイオガスプラント等の家畜排せつ物のエネルギー等への利活用など、国が策定した「みどりの食料システム戦略」等を踏まえながら、地域の実情に即して推進する。

### (3) 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

農業を取り巻く情勢が依然として厳しい中で、本市の農業を持続的に発展させていくためには、関係機関が連携し、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、根室市又はその近隣の市町村において既の実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に務める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね450万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者。

この目標達成にあたり、

- ① 本市とともに、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等で構成する根室市農業再生協議会は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者や生産組織を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等経営改善策の指示等を行う。

また、大規模な経営を指向する農家が増える傾向にある中、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、系統金融機関等の協力を仰ぎながら濃密な指導を行いつつ、農業者が主体性をもって地域の経営指標に到達するよう誘導を行っていく。

- ② 土地利用型農業により意欲を持って効率的で、かつ安定的な発展を図ろうとする農業者については、農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握を下に、両者を適切に結び付けて利用設定等を促進する。

さらに、農地中間管理機構による農用地等の買い入れ・売り渡し又は借り入れ、貸し付けを実施していくほか、農業生産基盤整備事業と一体となった農用地利用集

積の促進を図り生産性の向上をめざす。

本市において、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地（以下「遊休農地等」という。）については、現況では存在しないが、今後とも、認定農業者への農用地の円滑な利用集積を推進するため、担い手の育成・確保に関する取組みと併せて、地域における利用調整活動をはじめ、農地中間管理事業、農地利用集積の円滑な推進など各種農地流動化対策を積極的に活用し、遊休農地等の発生防止に努める。

土地利用型農業が主である本市において、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている地域において、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるにあたっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化、法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。

特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

③ コントラクター、TMRセンター等の農作業受委託組織や酪農ヘルパー組織、これらの営農支援組織の取組を効果的に調整する組織の育成・確保を推進するとともに、豊富な経験や知識を有する高齢者による営農支援を促進するなど、効率的かつ安定的な農業経営を効果的に支える地域営農支援システムの整備を取り組むとともに地域の農地の大半について一連の作業を受託する組織を担い手として育成するなど、優れた担い手の育成・確保を推進する。

④ 社会的信用力の向上をはじめ、給与性や休日性、社会保険等の整備による優れた人材の確保など経営上のメリットを有する農業経営の法人化を推進するとともに、法人化後の経営を継続的なものとするため、後継者の育成・確保、経営規模の拡大や農業経営の複合化、多角化等の農業の6次産業化などの取組みによる法人経営の安定・発展を促進する。

特に、複数戸からなる農業経営の法人化については、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展のほか、地域における離農者等の農地や農作業の引き受け、雇用の受け皿など、地域農業や地域社会を支える役割としても期待されることから、法人経営の育成・確保を推進する。

#### （４）農用地の利用集積と集約化

「地域計画」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

## (5) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### ① 新規就農の現状

本市における新規就農者（新規学卒、Uターン及び新規参入者）は、この10年間で21名であるが、農業従事者の高齢化や後継者不足は顕著な状況にあり、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### ② 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

①に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

確保・育成すべき人数の目標として、新たに就農する者を、年間3名の確保を目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標として、本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的かつ安定的な農業経営の目標5割程度の農業所得、すなわち主たる農業従事者1人あたりの年間農業所得225万円程度）を目標とする。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標とし、現に本市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(個別経営体)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
I型 果樹 専業	〈作付面積等〉 醸造用ぶどう 8.8ha 経営面積 8.8ha (うち成園 8.00ha)	〈機械施設設備〉 ・乗用型トラクター(22kw) 1台 ・農用トラック(2tダンプ) 1台 ・乗用型トラクター(37kw) } 共同 ・スปีトスプレーヤー } 利用	・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理、青色申告の実施 ・安定生産に向けた出荷系契約の締結	〈労働〉 ・家族 2人 2,820時間 ・雇用 5,260時間 (主たる従事者 2,000時間/1人)  〈経営収支〉 ・農業粗収益 2,400万円 ・農業経営費 1,690万円 ・農業所得 710万円 (主たる従事者) 500万円

(個別経営体)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
I型 酪農 専業	作付面積 採草65.9ha 放牧19.9ha 計85.8ha  飼養頭数 経産牛60頭 育成牛34頭 常時飼養頭数 94頭	機械施設整備 トラクター2台・牛舎1棟 育成舎1棟・カーフハッチ7個 堆肥舎1式・尿溜1式 バルククーラー1台 パイプラインミルクカー1台 バンクリーナー1台 ロールバレー等1式  その他 集約放牧を活用した経営 公共牧場を利用した育成牛管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>青色申告の実施</li> <li>簿記記帳により経営と家計の分離</li> <li>作業機のリース化</li> <li>乳検データの活用</li> <li>パソコンによる経営計画、労務財務ほ場管理</li> <li>各種経営管理ツールを活用した経営改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルパー組合利用による農休日の取得</li> <li>コントラクターによる農作業の委託</li> <li>TMRセンターによる農作業の委託〈労働〉</li> <li>家族2人、3,800時間</li> <li>補助従事者 384時間 (主たる従事者2,000時間/1人) 〈農業所得〉</li> <li>主たる従事者1人当たり 990万円</li> </ul>
II型 酪農 専業	作付面積 採草97.1ha 計 97.1ha  飼養頭数 経産牛80頭 育成牛55頭 常時飼養頭数 135頭	機械施設整備 トラクター2台・牛舎1棟 育成舎1棟・カーフハッチ7個 堆肥舎1式・尿溜1式 バルククーラー1台 パイプラインミルクカー1台 バンクリーナー1台 ロールバレー等1式  その他 スタンション方式による飼養 公共牧場を利用した育成牛管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>青色申告の実施</li> <li>簿記記帳により経営と家計の分離</li> <li>パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理</li> <li>作業機のリース化</li> <li>乳検データの活用</li> <li>各種経営管理ツールを活用した経営改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルパー組合利用による農休日の取得</li> <li>コントラクターによる農作業の委託</li> <li>TMRセンターによる農作業の委託</li> <li>自動哺乳システムの導入等生産技術の高度化 〈労働〉</li> <li>家族2人、3,800時間 (主たる従事者2,000時間/1人)</li> <li>常時雇用 1,800時間</li> <li>補助従事者 384時間 〈農業所得〉</li> <li>主たる従事者1人当たり 1,531万円</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
Ⅲ型 酪農 専業	作付面積 採草139.1ha 計 139.1ha  飼養頭数 経産牛120頭 育成牛 67頭 常時飼養頭数 187頭	機械施設整備 トラクター2台・牛舎1棟 ミルクングパーラー1棟 育成舎1棟・堆肥舎1式 曝気槽1基・スラリーストア1基 カーフハッチ15基・ミルクカー1式 ロールパーラー等1式 その他 フリーストール方式による飼養 ミルクングパーラーによる搾乳 育成牛預託の外部化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告の実施</li> <li>・簿記記帳により経営と家計の分離</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理</li> <li>・作業機のリース化</li> <li>・乳検データの活用</li> <li>・各種経営管理ツールを活用した経営改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパー組合利用による農休日の取得</li> <li>・コントラクターによる農作業の委託</li> <li>・TMRセンターによる農作業の委託</li> <li>・自動哺乳システムの導入等生産技術の高度化</li> </ul> <p>〈労働〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族2人、3,800時間</li> <li>・補助従事者 2,184時間</li> </ul> <p>(主たる従事者2,000時間/1人)</p> <p>〈農業所得〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者1人当たり 1,075万円</li> </ul>

(組織経営体)

Ⅳ型 酪農 専業	作付面積 採草168.1ha 計 168.1ha  飼養頭数 経産牛150頭 育成牛84頭 常時飼養頭数 234頭	機械施設整備 トラクター4台・タイヤショベル1台 牛舎1棟・ミルクングパーラー1棟 育成舎1棟・乾乳舎1棟・哺育舎1棟 堆肥舎1基・曝気槽1基 スラリーストア1台 バルククーラー1台 ミルクカー1式・哺乳ロボット1式 TMRミキサー1台  〈その他〉 フリーストール方式による飼養 ミルクングパーラーによる搾乳 公共牧場を利用した育成牛管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理、飼料設計や牛群事務管理の実施</li> <li>・労務管理の充実</li> <li>・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に対応した計画的出荷販売</li> <li>・作業機のリース化</li> <li>・各種経営管理ツールを活用した経営改善</li> <li>・大規模経営によるコスト低減と労働時間の短縮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパー組合利用による農休日の取得</li> <li>・自動哺乳システムの導入等生産技術の高度化</li> <li>・コントラクターによる農作業の委託</li> <li>・TMRセンターによる農作業の委託</li> </ul> <p>〈労働〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族2人、2,652時間</li> <li>・常時雇用 1,400時間</li> <li>・補助従事者 384時間</li> </ul> <p>(主たる従事者1,800時間/1人)</p> <p>〈農業所得〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者1人当たり 1,952万円</li> </ul>
----------------	---	---	--	---

注) 営農類型は、「根室市酪農・肉用牛近代化計画」から代表的な類型を抜粋。

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3(4)に示したような新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2で定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始するものにあたっては、指標を例示すると次のとおりである。

(個別経営体)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業	作付面積 採草45.5ha 放牧13.3ha 計62.0ha  飼養頭数 経産牛40頭 育成牛26頭 常時飼養頭数 66頭	機械施設整備 トラクター2台・牛舎1棟 育成舎1棟・カーフハッチ7個 堆肥舎1式・尿溜1式 バルククーラー1台 パイプラインミルクカー1台 パンクリーナー1台 ロールバレー等1式 その他 スタンション方式による飼養 公共牧場を利用した育成牛管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告の実施</li> <li>・簿記記帳により経営と家計の分離</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理</li> <li>・作業機のリース化</li> <li>・乳検データの活用</li> <li>・各種経営管理ツールを活用した経営改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパー組合利用による農休日の取得</li> <li>・コントラクターによる農作業の委託</li> </ul> 〈労働〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 1人</li> </ul> (主たる従事者1,800時間/1人)           〈農業所得〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者1人当たり 225万円</li> </ul>

## 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- ・ 本市の基幹農畜産物である生乳を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
- ・ また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- ・ 更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。
- ・ 加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

### 2 本市が主体的に行う取組

- ・ 本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
- ・ また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- ・ 根室市、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携した協議会により、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。
- ・ さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように地域相談員等は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。
- ・ 本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や北海道による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要と

なるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

- ・ 北海道立農業大学校や根室農業改良普及センター、地域連携推進員、農業委員、指導農業者、農業協同組合、生産組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。
- ・ 青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や北海道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

- ・ 本市は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。
  - ① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
  - ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
- ・ 就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業者等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- ・ 本市は、農業協同組合と連携して、区域内における就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。
- ・ 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要

なサポートを行う。

- 北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修・空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。
- 生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本市農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの経営に農用地を利用集積させることが重要であることから、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用 集積に関する目標	備 考
95%	

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、これらの経営への農用地の円滑な利用集積を推進していく必要がある。

農用地の利用状況は、認定農業者への農地の集積が約83%となっている。これに基本構想の水準を満たしている農業経営を含めると農地の集積状況は99%近くになっている。

認定農業者及び基本構想の水準を満たしている農業者の一戸あたり平均耕地面積は84.2ha、平均年齢は56.1歳、後継者のいる農業者については28%となっている。

今後10年間に於いて認定農業者及び基本構想の水準を満たしている農家が離農すると、まとまった農地が供給されることが予測される。

このため、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に関する取組と併せて、利用権設定等促進事業や農用地利用改善事業を柱とした農業経営基盤強化促進事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。
- 中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性を充分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

根室市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- 2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 3 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 4 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- 5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

以下各個別事業ごとに述べる。

### 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- ・ 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、インターネットの利用や、農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ・ 協議の場の参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
- ・ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を根室市農林課に設置する。
- ・ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- ・ 市は、地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規定を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべて事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法律23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規定の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規定の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するもの

であること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市広報誌へ掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により広告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規定においては(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めることができる。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規定について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規定の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

## (7) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、市の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を市に届け出るものとする。
- ③ 市は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

## (8) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

## (9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規定を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

- ② 市は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

市では、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業委託から全面農作業委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

- ・ 農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

### 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

#### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

- ア 市は、国営、道営、公社営、団体営等の農業基盤整備事業を通じて、飼料基盤に立脚した生産性の高い経営体の育成と、これを核とした畜産生産地の再編整備を進めるため、草地造成・整備改良や畜産経営を営むための施設、農畜産物及び農業生産資材の輸送の円滑化等流通体制の整備を推進する。
- イ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強

化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ①事業推進体制等

市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、根室市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

## 5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間・保有・再配分昨日を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この基本構想は、令和 4年 5月 17日から施行する。

### 附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。